

監 第 4 4 6 号
令和 5 年 9 月 1 日

一般社団法人岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部長

建設業許可申請等手数料の支払方法の変更について（通知）

本県の建設業行政につきましては、平素から多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、岡山県収入証紙の廃止に伴い、令和 5 年 10 月 1 日から建設業許可、経営事項審査等の申請や建設業許可等の証明に係る手数料の支払方法が変更になります。

なお、内容につきましては、下記の岡山県ホームページで御確認くださいませよう
お願い申し上げます。

記

1 岡山県ホームページ（掲載ページ）

- ・令和 5 年(2023 年) 9 月末で 岡山県収入証紙を廃止します！

<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html>

- ・【令和 5 年 10 月 1 日～】建設業許可申請、経営事項審査申請等の申請手数料の支払方法の変更について

<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>

- ・建設業許可等に係る証明及び閲覧

<https://www.pref.okayama.jp/page/293922.html>

2 添付書類

- ・案内チラシ
- ・建設業許可等証明願（新様式）



収入証紙の廃止に伴い、 令和5年10月1日から 手数料の支払方法が変更となります

岡山県収入証紙の廃止に伴い、建設業許可、経営事項審査等の申請や建設業許可等の証明に係る手数料は、収納専用窓口での支払に**変更となります**。
(<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>)

収納専用窓口でのお支払い方法

【建設業許可申請、経営事項審査申請、解体工事業登録申請、浄化槽工事業登録申請】

- ①申請内容に対応する「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」をHP（アドレス）から印刷し、収納専用窓口にて持参の上、手数料を支払ってください。
- ②支払後、納付済証を受け取り、申請書に貼付の上、申請内容に応じた申請先へ提出してください。

岡山県手数料等（POS）納付連絡票	
コード	28000001323
手数料種別	〇〇〇〇申請（△△）
期別	〇〇〇〇申請（△△）
円高	50,000
期別	1
合計	50,000

※本連絡票の納付の図表
①この連絡票は、申請内容に応じた手数料額を納付したためのPOSレシート
②レシートも付いた「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」です。
③本連絡票を収納専用窓口で持参の上、手数料を支払っていただきます。
④収納専用窓口で手数料を支払った後、納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付の上、申請先へ提出していただきます。



岡山県 納付済証	
岡山県庁	
収納事務受託者 *****	
再発行はできません。	
2023年10月2日(月) 9:00	
S:00000013223	
〇〇〇〇申請（△△）	
合計	¥50,000-
現金	¥50,000-
No.000-00000-00-0000	



【建設業許可等証明発行】

- ①証明願様式をHP（アドレス）から印刷し、収納専用窓口にて持参の上、手数料を支払ってください。
- ②支払後、納付済証を受け取り、様式に貼付の上、申請内容に応じた申請先へ提出してください。

手数料の返金について

申請受付後に取下げや不許可となった場合でも、手数料の返金はいりません。

未使用証紙の還付（買取）について

令和5年10月1日以降は、岡山県収入証紙は使用できません。
お持ちの岡山県収入証紙については、令和10年9月30日まで還付（買取）手続きが行えます。詳しくは出納局会計課HPをご覧ください。
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>)

